

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

目次  
◇人委規則 職員の初任給、昇給等の基準に関する規則

## 人事委員会規則

職員の新任給、昇給等の基準に関する規則をここに公布する。

昭和三十二年十月二十五日

鳥取県人事委員会委員長 中本 覚 蔵

### 鳥取県人事委員会規則第十号

職員の新任給、昇給等の基準に関する規則

第一章 総 則

(この規則の目的)

第一条 この規則は、職員の新任給、昇給等の基準に関する規則(昭和二

十六年二月鳥取県条例第三号。以下「給与条例」という。)第四条及び第十八条の規定に基づき、職員の新任給、昇給等に関する基準を定めることを目的とする。  
(用語の定義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 学歴免許等の資格の区分 特に定めのあるものほか、学歴免許等資格区分表(別表第一)に定めるところによる区分をいう。但し、学校中途退学者並びに学歴、免許、資格等について別段の定めのない国立又は公立の講習所等(以下「講習所等」という。)の卒業者の学歴については中途退学した学校並びに講習所等に入学又は入所の前の学歴とする。
- 二 経験年数 職種に応じ、次に定めるところによる年数をいう。但し、職員として在職した期間において休職、待命又は停職となつた期間については、これらについて経験年数換算表(別表第二)に定める割合を乗じて得た年数をもつて経験年数とする。

(1) 教育職給料表(イ)又は教育職給料表(ロ)の適用を受ける職員(以下「教育職員等」という。)にあつては、その者が次表の基礎学歴掲げる学歴(別表第一においてこれらの区分に含まれる学歴免許等の資格を含む。)を取得したとき以後において、教育職員等として在職した年数と職員以外の期間について別表第二に定める換算率を乗じて得た年数(以下「換算年数」という。)とを合算した年数からその者に適用される学歴免許等の資格の区分に応じ、次表の年数欄に掲げる年数及びその者に適用されることとなつた学歴免許等の資格の区分に応じ、修学年数調整表(別表第三)に減ずる年数(以下「調整年数」という。)が定められてゐる者については、その年数を差し引きした年数をいう。但し、別表第一、一の(1)から(4)までの該当者については一年を、同表の(1)の(7)に該当するものについては六月を、それぞれ前記によつて計算した年数に加えた年数とする。

学歴免許等の資格の区分	基礎学歴		新高卒		旧中高卒		旧中四卒	
	短大卒	大学卒	二年	四年	三年	五年	四年	六年

注 (一) 内の年数はそれぞれの修学年数を示す。  
 (2) 公安職給料表の適用を受ける職員にあつては、警察官としての身分を取得後において警察官の職務に従事した年数をいう。  
 (3) 医療職給料表(イ)の適用を受ける職員にあつては、医師又は歯科医師の免許又は免許を受ける資格取得後医師又は歯科医師の職務に従事した年数から調整年数を差し引きした年数をいう。  
 (4) 医療職給料表(ロ)の適用を受ける職員のうち、薬剤師、レントゲン技師、栄養士、レントゲン士、歯科衛生士、歯科技工士、あんま師の職にある者にあつては、それぞれの資格又は免許若しくは免許を受ける資格取得後これらの資格又は免許を受ける職務に従事した年数(診療エックス線技

師法附則第七項の規定に基く試験に合格したレントゲン技師又はレントゲン士でその免許取得前診療エックス線に関する職員としての経歴を有する者については、その年数を含む。)から調整年数を差し引きした年数をいう。  
 (5) 医療職給料表(ロ)の適用を受ける職員にあつては、准看護婦又は看護婦の免許若しくは免許を受ける資格取得後准看護婦、看護婦、助産婦又は保健婦の職務に従事した年数から調整年数を差し引きした年数をいう。  
 (6) (1)から(5)までに該当しない職員にあつては、当該職員に適用されることとなつた学歴免許等の資格取得後において、職員として在職した年数と換算年数とを合算した年数から調整年数を差し引きした年数若しくはその者の選択された採用候補者名簿が確定したとき以後において、職員として在職した年数と換算年数とを合算した年数をいう。  
 三 昇任 職務の等級に分類される職に関する規則(

昭和三十二年鳥取県人事委員会規則第八号。以下「等級分類の規則」という。)の規定により、職員を給料表の適用を異にすることなくその者の現に属する職務の等級より上位の職務の等級に任命する場合をいう。

四 降任 等級分類の規則の規定により、職員を給料表の適用を異にすることなくその者の現に属する職務の等級より下位の職務の等級に任命する場合をいう。

2 前項第一号に定める学歴免許等の資格の区分については、職員の最も新しい学歴免許等の資格の区分によるものとする。但し、それ以外の学歴免許等の資格の区分によるものが当該職員に有利である場合においては、その区分によることができる。

第二章 初 任 給  
 (初任給の基準)

第三条 新たに職員を採用する場合の等級は、その者の職務に応じ等級分類の規則の規定に基き定められる等

級とし、その号給は、第四条から第七条までの規定を適用する場合のほか、初任給基準表に定める額に相当する号給又は定められた等級における最低の号給のうち、当該職員に有利な号給とする。

2 初任給基準表は、次の各号に掲げるものとし、それぞれその名称に表示されている給料表の適用を受ける職員に適用する。

一 行政職給料表及び研究職給料表初任給基準表(別表第四)

二 公安職給料表初任給基準表(別表第五)

三 医療職給料表(初任給基準表(別表第六))

四 医療職給料表(初任給基準表(別表第七))

五 医療職給料表(初任給基準表(別表第八))

六 教育職給料表(初任給基準表)及び教育職給料表(初任給基準表(別表第九))

第四条 採用試験を行う職に、当該試験の結果に基づいて任用される職員(警察官を除く。以下「試験採用職員」という。)のうち、試験区分に応じて初任給基準表に

定める基準学歴に対して別表第三に、加える年数が定められている者(その加える年数がその者の受けるべき初任給基準表に掲げる額の号給について、給料表に掲げられている昇給期間(以下「昇給期間」という。)に達しない場合を除く。)の初任給基準表の適用については、その者の受けるべき初任給基準表に掲げる額と同じ額の号給の昇給期間にそれより上位の号給の昇給期間をその加える年数をこえるまで順次加え、そのこえる際に加えられた昇給期間にかかる号給の額をもつて同表の初任給欄の額とする。

2 試験採用職員のうち、経験年数を有する者の初任給基準表の適用については初任給基準表に掲げる額(前項の規定の適用を受ける者については、その額)の号給の昇給期間に、それより上位の号給の昇給期間を、その経験年数の三分の二と別表第三に定められた加える年数が昇給期間に達しない場合のその加える年数とを合算した年数をこえるまで順次加え、そのこえる際に加えられた昇給期間にかかる号給の額をもつて同表の

初任給欄の額とする。

3 試験採用職員で、当該職員の有する学歴免許等の資格より上位の学歴に相当する試験に合格した職員のうち、その者の有する学歴免許等の資格を基礎として第五条第一項及び第二項の規定を準用した場合の号給の額が、前二項の規定による号給の額より当該職員にとつて有利である場合においては、その号給の額をもつてその者の初任給として受けるべき号給の額とする。

第五条 選考に基づいて新たに任用される職員(以下「選考採用職員」という。)のうち、初任給基準表に定める基準学歴に対して別表第三に加える年数が定められている者(その加える年数が、その者の受けるべき初任給基準表に掲げる額の号給の昇給期間に達しない場合を除く。)の初任給基準表の適用については、その者の受けるべき初任給基準表に掲げる額と同じ額の号給の昇給期間に、それより上位の号給の昇給期間を、その加える年数をこえるまで順次加え、そのこえる際に加えられた昇給期間にかかる号給の額をもつて同表

の初任給欄の額とする。

2 選考採用職員のうち、経験年数を有する者で、その経験年数が各等級について職員の選考基準(昭和三十二年鳥取県人事委員会告示第三号)及び基準経験年数表(別表第十)に定める経験年数をこえている者については、任用された等級の最低の号給又は初任給基準表に掲げる額(前項の規定の適用を受ける者については、その額)の号給の昇給期間に、それより上位の号給の昇給期間を、そのこえている経験年数と別表第三に定められた加える年数が昇給期間に達しない場合のその加える年数とを合算した年数(経験年数が第二条第一項第二号の(1)及び(6)の規定に基づくものである場合においては、その三分の二)をこえるまで順次加え、そのこえる際に加えられた昇給期間にかかる号給の額をもつてその者の初任給として受けるべき号給の額とする。

3 選考採用職員で第二条第一項第二号の(6)の規定により経験年数を算定される者のうち、特殊な技術又は経歴を必要とする職で人事委員会の承認を得た職に任用

される者については、前項の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別にその者の初任給額を定めることができる。

4 前各号の規定にかかわらず、任命権者を異にするこ  
となく引き続いて異動した職員のうち、その異動にと  
もない新たに採用されることとなる者(警察官に採用  
されることとなる者を除く。)については、第九条第  
一号又は同条第二号の規定を適用するものとする。

第六条 恩給又は退職年金(増加恩給、公務傷病年金、  
傷病年金、扶助料及び遺族年金を除く。以下同じ。)を  
受ける者を採用する場合の初任給の額は、前条の規  
定に基いて定められた給料月額からその者が採用の際、  
現に裁定を受けている恩給又は退職年金の月額相当額  
を差し引いた額の直近上位の給料月額の範囲内におい  
て定めるものとする。

2 前項の給料月額は、任用された等級の最低号給の額  
(その者の学歴免許等の資格の区分に応じて初任給基  
準表に定める額が最低号給の額をこえている場合にお

いては初任給基準表に定める額)を下つてはならない。  
第七条 新たに職員となつた者のうち、次の各号に掲げ  
る者から引き続いて職員(第四号の場合においては教  
育職員等に限る。)となつた者の初任給の額が、部局  
内の他の職員といちぢるしい不均衡を生ずる場合にお  
いては、あらかじめ人事委員会の承認を得て別にその  
者の給料月額を決定することができる。

一 公共企業体に勤務する者

二 国家公務員又は他の地方公共団体の職員

三 給与条例の適用を受けない職員

四 各種学校又は私立学校の教員

第三章 昇任又は降任並びに給料表又は初

任給基準の異動

(昇任又は降任の場合の号給又は給料月額)

第八条 職員を降任させた場合における号給又は給料月  
額は、その者が降任する日の前日に受けていた給料月  
額と同じ額の給料月額に相当する号給又は給料月額と  
する。

2 職員を昇任させた場合における号給又は給料月額は、  
次の各号に定める号給又は給料月額とする。

一 昇任した日の前日に受けていた給料月額が、昇任  
した職務の等級における最低の号給の額に達しない  
ときは、その職務の等級における最低の号給

二 昇任した日の前日に受けていた給料月額と同じ額  
の号給が、昇任した職務の等級における号給のうち  
にあるときは、その額の号給

三 昇任した日の前日に受けていた給料月額が、昇任  
した職務の等級における最高の号給の額をこえてい  
るときは、昇任した日の前日に受けていた給料月額  
と同じ額の給料月額

(初任給基準表又は給料表の適用を異にする異動)

第九条 職員を一の職から、給料表の適用を異にするこ  
となく初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の  
職に異動させる場合又は給料表の適用を異にする他の  
職に異動させる場合において、その異動後の給料月額  
は、次の各号に定める給料月額とする。

一 昭和三十二年四月一日以降において新たに職員と  
なつた者(第七条の規定の適用を受けた者を除く。)に  
ついては、新たに職員となつたとき(免許等を必  
要とする職に異動した者については、その免許を取  
得したとき)から異動後の職務と同種の職務に引き  
続き在職したものとみなして、そのときの初任給を  
基準とし、部局内の他の職員との均衡及びその者の  
従前の勤務成績を考慮して昇任、降任及び昇給の規  
定を適用して再計算した場合に、その異動の日に受  
けることとなる給料月額

二 昭和三十二年三月三十一日から引き続き在職する  
職員については、職員の給与の切替等に関する規則  
(昭和三十二年鳥取県人事委員会規則第九号)第四  
条第二項の規定に基いて昭和三十二年四月一日にお  
いて受けることとなる給料月額を基準とし、部局内  
の他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を  
考慮して昇任、降任及び昇給の規定を適用して再計  
算した場合に、その異動の日に受けることとなる給

料月額

三 昭和三十二年四月一日以降に第七条の規定の適用を受けた者については、あらかじめ人事委員会の承認を得て定める給料月額

第四章 昇給

(定期昇給の手続)

第十条 職員の昇給が、給与条例第四条第四項の規定による昇給(以下「定期昇給」という。)である場合又は同条第五項の規定による昇給(以下「特別昇給」という。)である場合若しくは同条第六項の規定による昇給(以下「俸外昇給」という。)である場合においては、その者の職務について監督する地位にある者からその者の勤務成績が良好である旨の証明を得て行わなければならない。

(俸外昇給)

第十一条 職員の現に受けている給料月額が、その者の現に属する職務の等級の最高額である場合又はこれをこえている場合において、その現に受けている給料月

額を受けるに至つたときから給与条例第四条第六項但

書に規定する期間を良好な成績で勤務したときは、その者の属する職務の等級より上位の職務の等級における号給の額を用いて、その者が現に受けている給料月額の直近上位の額に昇給させることができる。この場合において、職員の現に受けている給料月額が当該給料表の職務の等級一等級における最高の号給の額であるとき又はこれをこえているときは、その最高の号給の額とその直近下位の号給の額との差額を現に受けている給料月額に加えた額をもつて直近上位の額とする。

(昇給期間の短縮)

第十二条 職員の勤務成績が特に良好であるときは、給与条例第四条第四項本文又は第六項但書に規定する期間を短縮して第十九条第一項に定める時期に直近上位の号給又は給料月額に昇給させることができる。

2 前項の規定により短縮する期間は次の各号に定める期間とする。

一 昇給期間が十二月である給料月額を受ける者にあ

つては、六月以内

二 昇給期間が十五日又は十八月である給料月額を受ける者にあつては、九月以内

三 昇給期間が二十一月又は二十四月である給料月額を受ける者にあつては、十二月以内

四 給料月額が職務の等級における給料の幅の最高額又は最高額をこえている者にあつては、十八月以内

第十三条 職員のうち、次の各号の一に該当するものに対しては、前条の規定は適用しないものとする。但し、第二号のうちその理由が公務上の負傷又は疾病によるものであるときはこの限りでない。

一 条件付採用期間中の職員

二 昇給の時期以前一年間における休職中の期間及び勤務日のうち、職務に専念する義務の特例に関する規則(昭和三十一年度鳥取県人事委員会規則第二十

号)第三条第十号又は県費負担教職員の有給休暇に関する規則(昭和三十一年鳥取県人事委員会規則第十九号)第四条第十二号に該当して勤務しなかつた

日若しくは任命権者(県費負担教職員にあつては市町村教育委員会)の承認を得ずして勤務しなかつた日が通算して三十日をこえる職員

三 休職中の職員

四 懲戒処分を受けてから一年を経ない職員

五 前条の規定による昇給直後の給料月額を受ける期間が一年未満の職員

(昇給期間を短縮する職員の数)

第十四条 昇給期間を短縮する職員の数(以下「期間短縮人員数」という。)は、一年について、鳥取県職員定数条例(昭和二十四年八月鳥取県条例第五十三号)並びに鳥取県警察職員定数条例(昭和三十三年三月鳥取県条例第十四号)に定める定数(以下「条例定数」という。)のそれぞれ百分の五をこえてはならない。但し、鳥取県職員定数条例第二条第一号及び第六号に掲げる職員については、両者を合せたものの百分の五の範囲内において実施するものとする。

2 条例定数の定めのない部局については、予算算出の

基礎となつた定数(以下「予算定数」という。)に対して前項の規定を適用する。

3 前二項に規定する条例定数又は予算定数については、年の中途において増減のあつた場合においても当該年度の当初において確定した条例定数又は予算定数によるものとする。

4 前各項の規定によつて算出した期間短縮人員数により難い場合においては、あらかじめ人事委員会の承認を得てこれを変更することができる。

(昇給期間短縮の特例)

第十五条 職員が次の各号に掲げる場合の一に該当するときは、前条の規定にかかわらず給与条例第四条第四項本文又は第六項但書に規定する期間を短縮して直近上位の号給又は給料月額に昇給させることができる。

- 一 自治大学校第一部研修課程、官庁会計事務職員研修会、統計職員養成所又は人事委員会の承認を得た研修を修了し、その成績良好な場合
- 二 管区警察学校、関東管区警察学校普通部本科朝鮮

語専科委託教養、警察大学校又は人事委員会の承認を得た研修を修了し、人事委員会の承認を得た場合

三 業務成績の向上、能率の増進、発明考案等により職務上特に功績があり表彰を受けた場合であつて人事委員会の承認を得た場合

四 勤務成績良好な職員で勤続二十年未満の者が、その者の非違によることなく退職する場合で第十三条第一号から第四号までの規定に該当しない場合又は死亡した場合

2 前項第一号から第三号までの規定により短縮する期間については第十二条第二項の規定によるものとし、前項第四号の規定により短縮する期間については次の各号に定める期間とする。

- 一 昇給期間が十二月である給料月額を受ける者にあつては、九月以内
- 二 昇給期間が十五日である給料月額を受ける者にあつては、十二月以内
- 三 昇給期間が十八月である給料月額を受ける者にあ

つては、十五日以内

四 昇給期間が二十一月である給料月額を受ける者にあつては、十八月以内

五 昇給期間が二十四月である給料月額を受ける者にあつては、二十一月以内

六 給料月額が職務の等級における給料の幅の最高額をこえている者にあつては、三十月以内

(特別昇給)

第十六条 職員が次の各号に掲げる場合の一に該当するときは、当該各号の定めるところにより昇給させることができる。

- 一 勤務成績良好な職員で二十年以上勤続した者が死亡した場合又はその者の非違によることなく退職する場合 一号給
- 二 職制又は条例定数の改廃若しくは予算の減少により廃職又は過員を生じた結果退職する場合 一号給
- 三 公務のため死亡し、又は不具廃疾となつた場合 三号給以内

四 生命をととして職務を遂行し、そのため死亡し、又は不具廃疾となつた場合 五号給以内

2 前項第二号の規定を適用した場合には、第一号並びに第十二条及び第十五条第一項第四号の規定をあわせ適用してはならない。

(附則第十項の職員の昇給)

第十七条 改正条例第二項又は附則第四項の規定によつて決定された給料月額がその者の属する職務の等級の最低の号給に達しない職員(以下「附則第十項の職員」という。)については、その号給に達するまでの間、その者の属する職務の等級の一級下位の職務の等級におけるその者の給料月額と同じ額の号給を現に受けているものとみなして、改正条例第四条第四項本文の規定を適用してその号給より一号給上位の号給と同じ額の給料月額に昇給させることができる。

2 附則第十項の職員の勤務成績が特に良好である場合においては、第十四条に規定する期間短縮人員数の範囲内において前項による昇給期間を六月以内短縮する

ことができる。

3 改正条例附則第五項から附則第八項までの規定の適用については、第一項の規定は改正条例第四条第四項の規定とみなす。

(巡査見習生の昇給)

第十八条 巡査見習生については、第十四条の規定にかかわらず、その者の最初の昇給に限り、その昇給期間を六月短縮することができる。

(昇給の時期)

第十九条 職員を昇給させる時期は、一月一日、四月一日、七月一日又は十月一日とする。

2 職員の昇給が、第十五条第一項第一号から第三号までの規定に基づく場合において、修了した日又は表彰を受けた日とその者の次期定期昇給予定期日までの期間が、短縮しようとする期間をこえている場合はその者の次期定期昇給予定期日までの間における前項に規定する日のうち該当する日、短縮しようとする期間に満たない場合はその者の定期昇給後において前項に規

定する日のうち該当する日とする。

3 第一項の規定にかかわらず、職員の昇給が第十五条第一項第四号又は第十六条各号の規定に基づく場合においては、死亡した日又は退職した日若しくは不具廃疾となつたことが確認された日とする。

(承認の特例)

第二十条 職員の昇給がこの章に定める規定に基いて実施される場合においては、この章に特別の定めがある場合のほか、給与条例第四条第五項及び第六項に規定する人事委員会の承認を得たものとみなす。

(期間の通算)

第二十一条 職員を昇任又は降任させた場合における昇給の期間については、昇任又は降任直前の給料月額を受けていた期間を昇任又は降任直後の給料月額を受けた期間に通算することができる。但し、昇任に伴う給料月額が第八条第二項第一号の規定に基いて定められた場合はこの限りでない。

2 職員のうち、第七条各号に掲げる者から引き続いて

職員となつた者については、採用直前の給料月額を受けていた期間を採用直後の給料月額を受けた期間に通算することができる。但し、給料表又は初任給の基準が異なることとなる場合のほか、給料月額に異動のあつた場合はこの限りでない。

(給与の補正)

第二十二條 この規則に定めのない是正昇給については、その計画についてあらかじめ人事委員会の承認を得ていなければならず、かつ、実施に当つては、個々について人事委員会の承認を得なければならぬ。

2 前項の規定により昇給した職員の昇給期間の通算に關しては、個々について人事委員会が定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、第三条から第七条までの規定は昭和三十二年十一月一日からその他の規定は昭和三十二年四月一日から適用する。

2 昭和三十二年四月一日から昭和三十三年三月三十一日までの間は、第十五条第一項第四号の規定について

は同条同項同号の規定にかかわらず、同号中「勤続二十年未満」とあるのは「勤続十年未満」と読み替えて同条同項同号を適用し、第十六条の規定については同条の規定にかかわらず、次に定めるところにより昇給させることができる。

一 勤務成績良好な職員で十年以上二十年未満勤続した者が死亡した場合又はその者の非違によることなく退職する場合 一号給

二 勤務成績良好な職員で二十年以上勤続した者が死亡した場合又はその者の非違によることなく退職する場合 二号給

三 勤務成績良好な職員で三十年以上勤続した者が死亡した場合又はその者の非違によることなく退職する場合 三号給

四 職制又は条例定数の改廃若しくは予算の減少により廢職又は過員を生じた結果又はその者の非違によることなく勸し、ようを受けて退職する場合 二号給以内

五 公務のため死亡し、又は不具廢疾となつた場合

三号給以内

六 生命をとして職務を遂行し、そのため死亡し、又は不具廃疾となつた場合 五号給以内

3 昭和三十二年四月一日以降昭和三十二年十月三十一日までの間において、新たに採用された職員(職員の給与の切替等に関する規則第五条の規定の適用を受ける者を除く。以下「新規採用者」という。)の職務の等級は、昭和三十二年十月三十一日に決定するものとする。

4 新規採用者の採用された日における給料月額は、職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十年鳥取県人事委員会規則第三号)の規定に基づき、その日に受けていた給料月額(職員の給料の調整額に関する規則(昭和三十一年鳥取県人事委員会規則第十八号)の規定に基づく給料の調整額を支給されている職員については、これを除いた額。以下「改正前の初任給」という。)に対応する職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和三十二年十月鳥取県条例第三十

六号。以下「改正条例」という。)附則別表第一の切替表(以下「切替表」という。)の新給料月額欄に掲げる給料月額(以下「新給料月額」という。)とする。  
5 前項の場合における改正条例第四条第四項及び第六項の規定の適用については、第六項の規定の適用を受ける者を除き新給料月額を受ける期間に三月を通算するものとする。

6 新規採用者で、その新給料月額が改正前の初任給について、切替表に期間の定めのある新給料月額である者については、第四項の規定による新給料月額を受ける期間に三月を加えた期間が切替表に定める期間に達することとなる日をその者の最初の昇給の起算日とする。

7 第四項の規定により定められた新給料月額が、その者の有する学歴免許等の資格に応じ、初任給基準表に定める額に達しない職員については、その額を採用された日におけるその者の給料月額とする。この場合においては、その初任給基準表の額を受けた日をもつて

その者の最初の昇給の起算日とする。

8 新規採用者のうち、国家公務員又は他の地方公共団体の職員であつた者で、引き続き職員となつた者について第四項から前項までの規定を適用するときは、部局内の他の職員と著しい不均衡を生ずることとなる場合においては、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別に採用された日における給料月額を定めることができる。

9 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十年鳥取県人事委員会規則第三号)は、廃止する。

別表第一 学歴免許等資格区分表

一 一般職員学歴免許等資格区分表

ハ 大学卒

- (1) 博士課程修了
- 1 学校教育法による大学院博士課程の修了者
- (2) 修士課程修了

1 学校教育法による大学院修士課程の修了者

(3) 旧大学院後期修了  
1 旧大学令による大学院又は研究科の第二期又は後期の修了者

(4) 旧大学院前期修了  
1 旧大学令による大学院又は研究科の第一期又は前期の修了者

(5) 医大卒  
1 学校教育法による大学の医学部医学科又は医科  
科大学医学科の卒業者

2 学校教育法による大学の医学部歯学科若しくは歯学部歯学科又は医科歯科大学の歯学科の卒業者

3 旧大学令による大学の医学部医学科又は医科  
大学医学科の卒業者

4 旧朝鮮教育令、旧台湾教育令、旧関東州令及び在滿帝国臣民教育令又は大正十年勅令第三百二十八号(以下「外地教育令」という。)による



る大学の医学部医学科又は医科大学医学科の卒業業者

(6) 新大卒

- 1 学校教育法による四年制の大学の卒業業者
- 2 文部大臣の認めた通信教育の課程を修了し、学士の称号を取得した者
- 3 外国における大学等(通算修業年限十六年以上)の卒業業者
- 4 水産講習所(新高卒を入学資格とする四年制のものに限る。)の卒業業者
- 5 海上保安大学の卒業業者
- 6 防衛大学の卒業業者
- 7 司法試験法による第二次試験の合格者
- 8 公認会計士法による第二次試験の合格者
- 9 電気事業主任技術者資格検定規則による第一種資格検定試験の合格者
- 10 東京教育大学附属特殊教育教員養成施設(短期大学又は盲学校若しくはろう学校の専攻科卒業業者)

業後の二年制の課程に限る。)の卒業業者

(7) 旧大卒

- 1 旧大学令による三年制の大学の卒業業者
- 2 外地教育令による大学の卒業業者
- 3 旧高等試験令による高等試験の合格者
- 4 旧教育免許令による高等学校高等科又は高等女学校専攻科及び高等科教員免許状の所有者
- 5 旧東京高等師範学校専攻科又は広島高等師範学校徳育専攻科の卒業業者
- 6 旧専門学校令による修業年限六年以上の専門学校(専攻科又は研究科の課程を含む。)の卒業業者
- 7 旧大学令による大学の選科三年以上の課程を修了し、学士となるために必要な単位に相当する単位を修得した者
- 8 旧中央気象台技術官養成所研究科の卒業業者

(一) 短大卒

短大三卒

者

- 1 学校教育法による三年制の短期大学(昼間課程二年制に相当する単位を三年間に取得する夜間課程を除く。)の卒業業者
- 2 保健婦助産婦看護婦法による看護婦養成所(旧看護婦養成所を含む。)の卒業業者
- 3 あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法(以下「あん摩師法」という。)による新高卒を入学資格とする三年制の学校又は養成施設の卒業業者
- 2) 短大二卒
- 1 学校教育法による短期大学の卒業業者
- 2 学校教育法による高等学校、盲学校、ろう学校又は養護学校の専攻科(短期大学と同程度とみなされる修業年限二年以上のものに限る。)の卒業業者
- 3 図書館職員養成所(新高卒を入学資格とする修業年限二年以上のものに限る。)の卒業業者
- 4 建設省地理調査所技術員養成所普通科の卒業業者

- 5 都道府県農業講習所(新高卒を入学資格とする修業年限二年以上のものに限る。)の卒業業者
- 6 都道府県林業講習所(新高卒を入学資格とする修業年限二年以上のものに限る。)の卒業業者
- 7 都道府県蚕業講習所(新高卒を入学資格とする修業年限二年以上のものに限る。)の卒業業者
- 8 高等農事講習所本科(鯉淵学園本科を含む。)の卒業業者
- 9 栄養士法による指定栄養士学校又は指定栄養士養成所(新高卒を入学資格とする修業年限二年以上のもの又は旧中卒を入学資格とする修業年限三年以上のものに限る。)の卒業業者
- 10 診療エックス線技師学校養成所指定規則による指定学校又は指定養成所の卒業業者
- 11 あん摩師法による新高卒を入学資格とする二年制の学校又は養成施設の卒業業者
- 12 栄養士法による栄養士試験の合格者

(3) 旧専五卒

- 1 旧専門学校令による医学専門学校(修業年限五年のものに限る。)の卒業者
- 2 旧東京美術学校本科又は旧東京音楽学校本科(いずれも本科及び予科の通算修業年限五年以上のものに限る。)の卒業者
- 3 旧高等商船学校(大正十四年以前の旧商船学校を含む。)本科(修業年限五年以上のものに限る。)の卒業者
- 4 海技専門学院本科の卒業者
- 5 旧水産講習所又は旧函館水産専門学校の遠洋漁業科又は専攻科の卒業者
- (4) 旧専四卒
  - 1 旧専門学校令による四年制の専門学校の卒業者
  - 2 旧師範教育令による高等師範学校又は女子高等師範学校の卒業者
  - 3 旧外地教育令による四年制の専門学校の卒業者

4 外国における大学、専門学校等(通算修業年限十五年以上)の卒業者

- 5 旧東京美術学校師範科又は旧東京音楽学校甲種師範科(修業年限四年のものに限る。)の卒業者
- 6 旧東京農業教育専門学校の卒業者
- 7 旧高等商船学校本科の卒業者
- 8 旧水産講習所本科(旧中卒を入学資格とする四年制のものに限る。)の卒業者
- (5) 旧専三卒
  - 1 旧専門学校令による三年制の専門学校の卒業者
  - 2 旧高等学校令による高等学校高等科の卒業者
  - 3 旧大学令による大学予科の修了者
  - 4 旧師範教育令による師範学校本科又は青年師範学校本科(いずれも修業年限三年のものに限る。)の卒業者
  - 5 旧臨時教員養成規程による臨時教員養成所の卒業者

6 旧青年学校教員養成所令による青年学校教員養成所の卒業者

- 7 旧実業補習学校教員養成所令による実業補習学校教員養成所の卒業者
- 8 旧実業学校教員養成所規程による実業学校教員養成所の卒業者
- 9 外地教育令による専門学校、高等学校高等科、大学予科、師範学校又は中等教員養成所(いずれも修業年限三年以上のものに限る。但し、高等学校高等科及び大学予科の二年制のものを含む。)の卒業者
- 10 外国における大学、専門学校等(通算修業年限十四年以上)の卒業者
- 11 旧高等試験令による予備試験の合格者
- 12 旧高等試験令第八条により高等学校高等科を卒業し、又は大学予科を修了した者と同等以上の学力があると認められた者
- 13 旧外務書記生試験規則又は旧外務省留學生規

則による試験の合格者

- 14 旧専門学校卒業程度検定規程による検定試験の合格者
- 15 旧高等学校高等科学力検定規程による検定試験の合格者
- 16 旧教員免許令による中学校、高等女学校又は実業学校教員免許状の所有者
- 17 司法試験法による第一次試験の合格者
- 18 公認会計士法による第一次試験の合格者
- 19 電気事業主任技術者資格検定規則による第二種資格検定試験の合格者
- 20 旧薬剤師規則による薬剤師試験の合格者
- 21 旧獣医師試験規則による獣医師試験の合格者
- 22 旧東京盲学校師範部甲種又は旧東京ろう学校師範部普通科甲種若しくは技芸科の卒業者
- 23 旧高等女学校規程による高等女学校高等科又は専攻科(いずれも修業年限三年以上のものに限る。)の卒業者

- 24 旧看護婦規則による指定看護婦養成所(旧中卒を入学資格とする修業年限三年のものに限る。)の卒業者
- 25 旧高等商船学校専科の卒業者
- 26 旧商船学校(席上課程及び実習課程を含む。)の卒業者
- 27 商船高等学校(席上課程及び実習課程を含む。)の卒業者
- 28 旧中央気象台気象技術官養成所本科の卒業者
- 29 旧鉄道教習所専門部(これと同等とみなされる部及び科を含む。)の卒業者
- 30 旧高等通信講習所本科又は旧無線電信講習所(いずれも旧中卒を入学資格とする修業年限三年のものに限る。)の卒業者
- 31 旧陸軍士官学校(旧陸軍航空士官学校を含む。以下同じ。)若しくは旧陸軍経理学校の卒業者又は旧陸軍士官学校五十九期生若しくは旧陸軍経理学校八期生

- 32 旧海軍兵学校、旧海軍機関学校又は旧海軍経理学校の卒業者
  - 33 旧陸軍造兵廠、旧陸軍航空廠、旧陸軍航空工廠又は旧陸軍燃料廠(以下「陸軍各廠」という。)の技能者養成所技術員科(旧中卒程度を入学資格とする修業年限三年のものに限る。)の卒業者
  - 34 旧海軍技手養成所の卒業者
  - 35 旧満州開拓義勇隊国立開拓指導員訓練所の卒業者
- (6) 準専二卒
- 1 旧師範学校規程による師範学校の卒業者
  - 2 旧高等女学校規程による高等女学校高等科又は専攻科(いずれも修業年限二年のものに限る。)の卒業者
  - 3 旧国民学校令による国民学校本科教員免許状の所有者
  - 4 外地教育令による師範学校又は専門学校等(いずれも修業年限二年以上のものに限る。)

- の卒業者
- 5 外国における専門学校等(通算修業年限十三年以上)の卒業者
- 6 旧看護婦規則による指定看護婦養成所(旧中卒を入学資格とする修業年限二年以上のものに限る。)の卒業者
- 7 海上保安学校(新高卒を入学資格とするものに限る。)の卒業者
- 8 旧電信協会管理無線電信講習所本科(修業年限二年のものに限る。)の卒業者
- 9 旧無線電信講習所高等科第三部、普通科第一部又は本科(いずれも修業年限二年のものに限る。)の卒業者
- 10 旧逓信(通信院)官吏練習所技術科、行政科又は無線通信科(いずれも修業年限二年のものに限る。)の卒業者
- 11 保母養成所(旧中卒を入学資格とする修業年限二年以上のものに限る。)の卒業者

- (三) 高校卒
- (1) 新高四卒
- 1 あん摩師法による新中卒を入学資格とする四年制の学校又は養成施設の卒業者
  - 2 齒科衛生士学校養成所指定規則による齒科衛生士学校又は養成所の卒業者
- (2) 新高三卒
- 1 学校教育法による高等学校又は盲学校、ろう
  - 12 旧陸軍士官学校六十期生、旧陸軍経理学校九期生、旧海軍兵学校七十六期生又は旧海軍経理学校三十七期生
  - 13 旧陸軍各廠技能者養成所技術員科(旧中卒を入学資格とする修業年限二年以上のものに限る。)の卒業者
  - 14 旧海軍工作庁工員養成所(教習所を含む。以下同じ。)補習科、専習科又は高等科(いずれも旧中卒程度を入学資格とする修業年限二年以上のものに限る。)の卒業者

- 1 旧中等学校令による修業年限五年の中学校、高等女学校又は実業学校(高小卒を入学資格とする修業年限三年以上のものを含む。)の卒業者
- 2 旧師範教育令による師範学校又は青年師範学校予科の修了者又は師範学校第一部三年(高小卒を入学資格とするものに限る。)の修了者
- 3 旧師範教育令による高等師範学校附属中学校又は女子高等師範学校附属高等女学校の卒業者
- 4 旧青年学校令による修業年限四年又は五年の青年学校本科の卒業者
- 5 旧専門学校入学者検定規程による検定試験の合格者
- 6 旧専門学校入学者検定規程第十一条による指定に關する規則により中等学校卒業者と同等以上の学力を有すると指定された者
- 7 旧実業学校卒業程度検定規程による検定試験の合格者
- 8 海上保安学校(旧中卒を入学資格とするもの)の卒業者
- 9 旧通信官吏練習所本科の卒業者
- 10 旧遞信官吏練習所本科(大正十三年以前に行政、電信科に限る。)及び臨時技術別科の卒業者

(3) 旧中五卒

- 1 旧中等学校令による修業年限五年の中学校、高等女学校又は実業学校(高小卒を入学資格とする修業年限三年以上のものを含む。)の卒業者
- 2 旧師範教育令による師範学校又は青年師範学校予科の修了者又は師範学校第一部三年(高小卒を入学資格とするものに限る。)の修了者
- 3 旧師範教育令による高等師範学校附属中学校又は女子高等師範学校附属高等女学校の卒業者
- 4 旧青年学校令による修業年限四年又は五年の青年学校本科の卒業者
- 5 旧専門学校入学者検定規程による検定試験の合格者
- 6 旧専門学校入学者検定規程第十一条による指定に關する規則により中等学校卒業者と同等以上の学力を有すると指定された者
- 7 旧実業学校卒業程度検定規程による検定試験の合格者

- 8 旧高等試験令第七条により中等学校卒業者と同等以上の学力を有するものと認められた者及び同条による試験の合格者
- 9 旧普通試験令による普通試験の合格者
- 10 旧裁判所書記登用試験規則による試験の合格者
- 11 旧国民学校令による国民学校准教員免許状の所有者
- 12 外地教育令による中等学校又は在外指定学校規則により指定された中等学校の卒業者
- 13 旧電信協会管理無線電信講習所選科の卒業者
- 14 旧無線電信講習所選科又は特設普通科の卒業者
- 15 旧普通遞信講習所高等部の卒業者
- 16 旧看護婦規則による指定看護婦養成所(高小卒入学資格とする三年のものに限る。)の卒業者
- 17 保健婦助産婦看護婦法による准看護婦養成所(乙種看護婦養成所を含む。)の卒業者

- 18 旧鉄道教習所中等部又は普通部(これと同等とみなされる部及び科を含む。)の卒業者
- 19 旧陸軍幼年学校、旧陸軍兵器学校又は旧陸軍工作学校の卒業者
- 20 旧陸軍經理学校予科の修了者
- 21 旧海軍甲種飛行予科練習生(中学校第三学年修了以上の入隊者に限る。)の課程の修了者
- 22 陸軍各廠技能者養成所の見習工員科、養成工員科(いずれも高小卒を入学資格とする修業年限三年以上のものに限る。)又は青年工員科本科(高小卒程度を入学資格とする修業年限五年又は四年のものに限る。)の卒業者
- 23 旧海軍工作庁工員養成所見習科(高小卒程度を入学資格とする修業年限三年(実習課程を含む。)のものに限る。)又は青年科本科(高小卒程度を入学資格とする修業年限五年又は四年のものに限る。)の卒業者
- 24 旧海軍軍需部青年勤務員養成所本科(高小卒

- 程度を入学資格とする修業年限四年以上のものに限る。)の卒業者
- 25 旧航空機乗員養成所本科の卒業者
- 26 あん摩師法による新中卒を入学資格とする二年制の学校又は養成施設の卒業者
- 27 電気事業主任技術者資格検定期則による第三種資格検定試験の合格者
- 28 昭和二十年、昭和二十一年又は昭和二十二年に小学校卒を入学資格とする五年制の中等学校にあつては五年間、三年の中等学校にあつては三年間それぞれ当該学校に在学した者
- (4) 旧中四卒
  - 1 旧中等学校令による中学校、高等女学校又は実業学校四年制(高小卒を入学資格とする二年制を含む。)の卒業者
  - 2 旧高等学校令による高等学校尋常科の卒業者
  - 3 旧高等学校高等科入学資格試験規程による資格試験の合格者

- 4 旧高等学校規程第三十条第一項第四号により指定された者
- 5 旧国民学校令による国民学校初等科准教員免許状の所有者
- 6 旧青年学校令による青年学校本科三年制の卒業者
- 7 外地教育令又は在外学校指定規則により指定された中等学校四年制(高小卒を入学資格とする二年制を含む。)の卒業者
- 8 旧看護婦規則による看護婦養成所(高小卒を入学資格とする修業年限二年のものに限る。)の卒業者
- 9 旧遞信講習所高等科の卒業者
- 10 陸軍各廠技能者養成所見習工員科、養成工員科(いずれも高小卒を入学資格とする修業年限二年以上のものに限る。)又は青年工員科本科(高小卒程度を入学資格とする修業年限三年のものに限る。)の卒業者

- 11 旧海軍工作庁工員養成所見習科(高小卒程度を入学資格とする修業年限二年以上のものに限る。)青年科本科(高小卒程度を入学資格とする修業年限三年のもの)の卒業者
- 12 旧陸軍航空整備学校、旧陸軍少年通信兵学校、旧陸軍航空通信学校、旧陸軍飛行学校、旧陸軍戸山学校、旧陸軍少年戦車兵学校、旧陸軍野戦砲兵学校、旧陸軍重砲兵学校又は旧陸軍高射学校(いずれも高小卒を入学資格とする修業年限二年のもの又は旧陸軍少年飛行兵学校卒を入学資格とする修業年限一年のもの(いずれもこれと同等とみなされる課程を含む。)に限る。)の卒業者
- 13 旧臨時航空機乗員養成所の卒業者
- 14 昭和二十年又は昭和二十一年に小学校卒を入学資格とする四年制の中等学校に入学し、当該学校に四年間在学した者

- (1) 新高一卒
  - 1 海員学校又は旧海員養成所の卒業者
  - 2 旧普通電信講習所普通部の卒業者
  - 3 旧電信協会管理無線電信講習所別科の卒業者
- (2) 新中卒
  - 1 学校教育法による中学校又は盲学校、ろう学校若しくは養護学校の中等部の卒業者
  - 2 外国における中学校(通算修業年限九年以上)の卒業者
  - 3 旧中等学校若しくは旧中等学校に準ずる各種学校における小学卒を入学資格とする修業年限三年以上の課程の修了者若しくは卒業者又は高小卒程度を入学資格とする修業年限一年以上の課程の修了者若しくは卒業者
  - 4 旧国民学校令による国民学校特修科の課程の修了者
  - 5 旧遞信講習所普通科の卒業者
- (3) 高小卒

四 中学卒

- 1 旧小学校卒を入学資格とする旧中等学校第二学年修了者及び各種学校第二学年の修了者
- 2 旧盲学校又は旧ろうあ学校中等部第二学年の修了者
- 3 旧青年学校令による青年学校普通科の修了者
- 4 小学校卒の1から5までに掲げる学校の高等科の修了者
- (4) 小学卒
- 1 国民学校令(旧小学校令)による国民学校初等科(小学校尋常科)の修了者
- 2 旧高等師範学校、旧女女高等師範学校又は旧師範学校の附属国民学校初等科(小学校尋常科)の修了者
- 3 旧盲学校及びろうあ学校の初等部の修了者
- 4 旧国民学校令により国民学校と同等の課程を修めるものと認定された学校の初等科の修了者
- 5 外地教育令により国民学校初等科の修了者又は在外指定学校規則により指定された国民学校

- 初等科の修了者
- 二 教育職員等学歴免許等資格区分表
- (一) 新大卒
- 1 教育職員免許法別表第二の一級普通免許状欄及び基礎資格欄に対応するロ又はハの該当者
  - 2 教育職員免許法施行法第一条第一項の表の第七号の上欄に掲げる免許状の所有者
  - 3 教育職員免許法施行法第二条第一項の表の第十二号、第十四号、第十五号若しくは第二十二号の上欄又は第二十号の二の上欄イの該当者
  - 4 旧高等商船学校(旧商船学校の同等の課程を含む)、旧水産専門学校又は旧水産講習所の卒業者
  - 5 教育職員免許法施行法第二条第一項の表の第七号、第十八号若しくは第二十号の四の上欄又は第七号、第二十号の二の上欄ロの該当者で前各号に掲げる者と同等に取扱い必要のあるもの
- (二) 短大二卒
- 1 教育職員免許法別表第二の二級普通免許状欄及

- 基礎学歴欄に対応するイ、ロ、ハ又はニの該当者
- 2 教育職員免許法施行法第二条第一項の表の第二十一号又は第二十三号の上欄に該当する者
  - 3 旧国民学校令による養護教員免許状の所有者
- 注 本表にない学歴免許等の資格については、一般職員学歴免許等資格区分表に定めるところによる。

別表第二 一般職員の経験年数換算表	区 分	換算率	備 考	民間の				外国にへい、備されていた期 ての期間		は他の地方団体の職員とし ての期間	
				職務の内容が同種とみなされる期間	職務の内容が同種とみなされない期間	特殊な技術が必要とする職に従事した期間	採用された職の内容が同一で直ちに役立つ場合とする。	除く。	除く。	八割以上	八割以上
		十割		職務の内容が同種とみなされる期間	職務の内容が同種とみなされない期間	特殊な技術が必要とする職に従事した期間	採用された職の内容が同一で直ちに役立つ場合とする。	除く。	除く。	八割以上	八割以上
		八割		職務の内容が同種とみなされる期間	職務の内容が同種とみなされない期間	特殊な技術が必要とする職に従事した期間	採用された職の内容が同一で直ちに役立つ場合とする。	除く。	除く。	八割以上	八割以上
		二割五分		職務の内容が同種とみなされる期間	職務の内容が同種とみなされない期間	特殊な技術が必要とする職に従事した期間	採用された職の内容が同一で直ちに役立つ場合とする。	除く。	除く。	八割以上	八割以上

兵 役	その他	前各号に掲げる期間		無職の期間	右以外の兵役期間	外国によく留されていた期間	単純な労働に雇われなかった期間	公務上の負傷又は疾病による休職の期間	刑事事件によつて起訴された場合の休職の期間	その他
		前各号に掲げる期間	中における期間							
在学期間が休業等 された期間	二割五分									
繰上げ卒業となつ た場合の繰り上げ られた期間	十割									
中途退学の場合の 在学期間	十割									
獣医、薬劑、技術 等の将校で同種と みなされる期間	十割									
右以外の技術將 校、下士官で同種 に近いとみなされ る期間	八割									
官公庁、民間会社 等に勤務中、民間 に入営した期間	八割									
右以外の兵役期間	二割五分									
外国によく留され ていた期間	二割五分									
単純な労働に雇わ れなかった期間	二割五分									
公務上の負傷又は 疾病による休職の 期間	十割									
刑事事件によつて 起訴された場合の 休職の期間	三割									
その他										

前各号に掲げる期間中における休職の期間	右以外の理由による休職並びに待命の期間	
	三割	五割
注 一 この表は、第二条第一項第二号の規定により経験年数について職員以外の職にあつた期間を換算することとなつてゐる者について適用する。但し、休職、待命又は停職の期間の換算は、職員として在職した期間について適用する。		
二 換算は月計算をもつて行ひ、端数のある場合は切り上げるものとする。		
三 警察予備隊、保安隊又は自衛隊に勤務した期間については兵役に関する規定を準用する。		
四 休職、待命又は停職の期間の換算は、本表の換算割合（休職、待命又は停職に対するものを除く。）による換算後の期間に対して行うものとする。		

二 教育職員等の経験年数換算表		換算率	備 考
区 分			
教育関係官庁に勤務した期間	十割		臨時的使用の期間を含む。
生徒の実習に直接関係ある民間歴	十割		実習助手の職に任用される者に限る。
研究所、試験場等の補助職員、民間工場、技術者等勤務した期間	八割		
右以外の民間歴及び家業従事期間	二割五分		
注 この表に掲げる基準にない取扱については、一般職員の経験年数換算表によるものとする。			

別表第三 修 学 年 数 調 整 表

基準学歴	学歴免許等の資格の区分		修学年数	調 整		高 校 卒	中 学 卒
	基準修学 年数	学 歴 区 分		大 学 卒	短 大 卒		
大学卒	十六年	博修士院 大前大 了了了 了了了	二二 十十七十八十 六七八九二八 一年年一年年	(+)(+)(+)(+)(+)	(+)(+)(+)(+)(+)	五四六七八九 一年年一年年	十 八七九十三九 二年年一年年
短大卒	十四年	短大 二二 三三三 三三三	十十十十 三三三三 三三三三	(+)(+)(+)(+)	(+)(+)(+)(+)	一二年 一年年	一 二年年
高校卒	十二年	旧新高 中中高 四三三 四三三	十十十 一三三 二二二	(+)(+)(+)	(+)(+)(+)	四三二一 一年年 一年年	二一 一年年
中学卒	九年	小高新 高学小 一 卒卒卒	六八十九 年 年 年	(+)(+)(+)	(+)(+)(+)	八六五 四年年	六四三二 一年年 一年年

注

一 この表の学歴免許等の資格の区分欄に掲げる区分及び調整年数欄の学歴の区分は、学歴免許等資格区分表の区分による。但し、採用試験合格者に対する調整年数欄の学歴区分については、別表第四注二によるものとする。

二 調整年数欄に掲げる年数は、同欄に掲げるそれぞれの基準学歴の区分に対応する学歴区分欄に掲げる学歴の調整年数を示し、(+)は加える年数を、(-)は減ずる年数を示す。

三 初任給基準表の学歴免許欄に本表の学歴区分欄に掲げる学歴(その区分に含まれる学歴免許等の資格を含む。)が掲げられているときは、その学歴区分の修学年数からその者に適用することとなつた学歴免許等の資格の属する学歴区分の修学年数を減じ、その差が負となるときは、その年の年数を加える年数として、その差が正となるときは、その年の年数を減ずる年数として、本表にそれぞれ初任給基準表

の学歴免許欄の学歴に対する調整年数が定められているものとする。

四 医大又は医専卒業後実地修練を経て医師国家試験に合格した職員については、本表の当該学歴区分欄の学歴の修学年数及び調整年数にそれぞれ一年を加えた年数をもつて本表のその資格についての修学年数及び調整年数とする。

五 次に掲げる学歴を有する職員については、その学歴の属する学歴区分の修学年数からその者の有する各学歴の正規の在学年数の和を減じ、その差が負となるときは、その差を修学年数及び調整年数に加えた年数を、その差が正となるときは、その差を修学年数及び調整年数から減じた年数をもつて修学年数及び調整年数とする。

- ハ 旧高等商船学校本科、旧商船学校又は商船高等学校の卒業生
- ニ 旧師範学校の卒業生
- 三 高小卒を入学資格とする二年制の課程又は小学卒



を入学資格とする四年制の課程の旧高等女学校卒業の資格に基いて、それより上級の学校を卒業した者

別表第四

行政職給料表及び研究職給料表初任給基準表

区分	初任給	備考
大 学 卒 (上級試験合格)	九、二〇〇円	司書は八、六〇〇円、但し、図書館職員養成所卒は九、八〇〇円
短 大 卒 (中級試験合格)	七、四〇〇円	
高 校 卒 (初級試験合格)	六、三〇〇円	
中 学 卒	六、一〇〇円	

注一 図書館職員養成所卒の区分には大学の図書館学科(大学卒業後二年制の課程)卒を含むものとする。  
 二 試験合格者については、当該試験の結果に基く採用候補者名簿が確定したときをもつて区分欄に掲げる学歴を取得したものとみなして本表を適用するものとする。

別表第五

公安職給料表初任給基準表

試験区分	初任給
上 級	一〇、六〇〇円
中 級	八、六〇〇円
初 級	七、三〇〇円

別表第六

医療職給料表(一)初任給基準表

職 種	学歴免許	初任給
医 科 医 師	医 大 卒	一四、八〇〇円
	医 専 卒	一一、八〇〇円

別表第七

医療職給料表(二)初任給基準表

職 種

学 歴 免 許

初 任 給

栄 養 士	栄養学校(三年制)卒 栄養学校(二年制)卒 新検定合格者 旧検定合格者	八、〇〇〇円 七、四〇〇円 七、四〇〇円 七、〇〇〇円
歯科衛生士	歯科衛生士学校卒	七、〇〇〇円
あ ん 摩 師	旧 中 五	六、三〇〇円

注 医療職給料表(一)の適用を受ける職員のうち、この表に定めのないものの初任給は、行政職給料表及び研究職給料表初任給基準表に定めるところによるものとする。

別表第八

医療職給料表(二)初任給基準表

職 種

学 歴 免 許

初 任 給

備 考

保健婦、助産婦、看護婦又は准看護婦	保健婦養成所卒 助産婦養成所卒	九、五〇〇円 九、五〇〇円	修業年限が一年を超えるものに限り、修業年限が一年を超えるものに限り。
	短 大 卒	八、三〇〇円	
	高 校 卒	六、九〇〇円	

別表第九

教育職給料表(一)及び教育職給料表(二)初任給基準表

学 歴 免 許	初 任 給	備 考
大学院修士課程修了	二二、八〇〇円	教育職給料表(一)の適用を受ける者は二二、三〇〇円
大 学 卒	九、八〇〇円	
短 大 卒	八、〇〇〇円	
高 校 卒	六、六〇〇円	

別表第十

基準経験年数表  
一 教育職給料表(一)の適用を受ける職員

二 教育職給料表(二)の適用を受ける職員

一 等 級		二 等 級		三 等 級		等 級
大 学 卒	短 大 卒	大 学 卒	短 大 卒	大 学 卒	短 大 卒	学歴免許等の資格
一 一	一 四	〇 〇	三	〇 〇	〇	経 験 年 数

  

一 等 級		二 等 級		三 等 級		等 級
大 学 卒	短 大 卒	大 学 卒	短 大 卒	大 学 卒	短 大 卒	学歴免許等の資格
一 六	一 九	〇	三	〇 〇	〇	経 験 年 数

注 本表は、職員の選考基準（昭和三十二年鳥取県人事委員会告示第三号）の適用を受けない職員に適用する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

発 行 鳥 取 県 鳥 取 市 東 町 取 県 印 刷 所  
 刷 鳥 取 者 鳥 取 市 東 町 取 県 印 刷 所  
 所 取 県 鳥 取 市 東 町 取 県 印 刷 所